

葉山町デマンド型乗合タクシー及び定時定路線型乗合タクシーの実証運行に関する条例施行規則新旧対照表（政策課案）

改正後	改正前
○葉山町デマンド型乗合タクシー及び定時定路線型乗合タクシーの実証運行に関する条例施行規則 令和6年10月15日規則第22号 改正 令和7年6月20日規則第16号 令和7年7月28日規則第20号 令和7年11月25日規則第30号 令和8年5月27日規則第16号 令和8年 月 日規則第 号 （目的） 第1条 この規則は、葉山町デマンド型乗合タクシー及び定時定路線型乗合タクシーの実証運行に関する条例（令和6年葉山町条例第20号。以下「条例」という。）の規定に基づき、デマンド型乗合タクシー及び定時定路線型乗合タクシーの運行、利用等に関し必要な事項を定めるものとする。 （運行日等） 第2条 デマンド型乗合タクシー及び定時定路線型乗合タクシーの運行日は、葉山町の休日定める条例（平成元年葉山町条例第7号）第1条第1項各号に掲げる日を除く平日とする。ただし、町長が必要と認めるときは、運行日を変更することができる。 2 デマンド型乗合タクシーの運行時間は、午前9時15分から午後4時45分まで（午後1時から午後2時までを除く。）とする。ただし、町長が必要	○葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例施行規則 令和6年10月15日規則第22号 改正 令和7年6月20日規則第16号 令和7年7月28日規則第20号 令和7年11月25日規則第30号 令和8年5月27日規則第16号 （目的） 第1条 この規則は、葉山町デマンド型乗合タクシーの実証運行に関する条例（令和6年葉山町条例第20号。以下「条例」という。）の規定に基づき、デマンド型乗合タクシーの運行、利用等に関し必要な事項を定めるものとする。 （運行日等） 第2条 デマンド型乗合タクシーの運行日は、葉山町の休日定める条例（平成元年葉山町条例第7号）第1条第1項各号に掲げる日を除く平日とする。ただし、町長が必要と認めるときは、運行日を変更することができる。 2 運行時間は、午前9時15分から午後4時45分まで（午後1時から午後2時までを除く。）とする。ただし、町長が必要と認めるときは、運行時間

改正後	改正前
と認めるときは、運行時間を変更することができる。 3 定時定路線型乗合タクシーの運行時間は、町長が別に定める時間とする。 (運行区域) 第3条 デマンド型乗合タクシーの運行区域は、別表1のとおりとする。 2 利用者がデマンド型乗合タクシーを利用する際に乗降する場所は、町長が別に定める。 (運行路線) 第3条の2 定時定路線型乗合タクシーの運行路線は、別表2のとおりとする。 2 定時定路線型乗合タクシーの停留所の場所は、町長が別に定める。 (運行期間) 第4条 デマンド型乗合タクシーの運行期間は、令和8年6月1日から同年9月30日までとする。 2 定時定路線型乗合タクシーの運行期間は、令和8年12月1日から令和9年3月31日までとする。 (利用方法) 第5条 デマンド型乗合タクシーを利用しようとする者は、町長が指定する方法により利用の登録を受けなければならない。 2 利用者は、デマンド型乗合タクシーを利用するときは、あらかじめ予約をしなければならない。 3 利用者は、各地区の特定区域のいずれかの場所で乗車又は降車しなければならない。 4 予約の方法その他予約に必要な事項は、町長が別に定める。 (使用料) 第6条 条例第5条第1項の規則で定める使用料は、別表3のとおりとする。 2 利用者は、乗車する際に、前項に規定する使用料を納付しなければならない。ただし、町長が別に定める者については、この限りでない。 (その他)	を変更することができる。 (運行区域) 第3条 デマンド型乗合タクシーの運行区域は、別表1のとおりとする。 2 利用者がデマンド型乗合タクシーを利用する際に乗降する場所は、町長が別に定める。 (運行期間) 第4条 デマンド型乗合タクシーの運行期間は、令和8年6月1日から同年9月30日までとする。 (利用方法) 第5条 デマンド型乗合タクシーを利用しようとする者は、町長が指定する方法により利用の登録を受けなければならない。 2 利用者は、デマンド型乗合タクシーを利用するときは、あらかじめ予約をしなければならない。 3 利用者は、各地区の特定区域のいずれかの場所で乗車又は降車しなければならない。 4 予約の方法その他予約に必要な事項は、町長が別に定める。 (使用料) 第6条 条例第5条第1項の規則で定める使用料は、別表2のとおりとする。 2 利用者は、乗車する際に、前項に規定する使用料を納付しなければならない。ただし、町長が別に定める者については、この限りでない。 (その他)

改正後

第7条

この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月20日規則第16号）

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和7年7月28日規則第20号）

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

附 則（令和7年11月25日規則第30号）

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

附 則（令和8年5月27日規則第16号）

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

附 則（令和8年 月 日規則第 号）

この規則は、令和8年12月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

運行区域	特定区域	その他区域
第1地区	長柄町内会域（長柄512番地の1以東）、葉桜自治会域、イトーピア葉山自治会域	特定区域を除く区域 で町長が別に定める区域
第2地区	下山口町内会域（下山口1705番地の1以東）、葉山一色台自治会域、パーク・ド・葉山四季自治会域、一色第1町内会域（一色481番地以北及び一色862番地の1以西）、一色第2町内会域（一色1319番地以東）、東伏見自治会域、つつじヶ丘町内会域	

改正前

第7条

この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月20日規則第16号）

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和7年7月28日規則第20号）

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

附 則（令和7年11月25日規則第30号）

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

附 則（令和8年5月27日規則第16号）

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

運行区域	特定区域	その他区域
第1地区	長柄町内会域（長柄512番地の1以東）、葉桜自治会域、イトーピア葉山自治会域	特定区域を除く区域 で町長が別に定める区域
第2地区	下山口町内会域（下山口1705番地の1以東）、葉山一色台自治会域、パーク・ド・葉山四季自治会域、一色第1町内会域（一色481番地以北及び一色862番地の1以西）、一色第2町内会域（一色1319番地以東）、東伏見自治会域、つつじヶ丘町内会域	

改正後

別表 2（第 3 条の 2 関係）

運行路線	運行経路		
路線名	起点	主な経由停留所	終点
町役場・長柄線	町役場	図書館、葉桜会館横、イトーピア中央公園	町役場
町役場・下山口線	町役場	図書館、下山口会館、一色岡会館	町役場

別表 3（第 6 条関係）

利用区間	使用料		
	中学生以上	小学生	未就学児
別表 1 に規定する各地区の特定区域内での利用	200円	100円	無料
別表 1 に規定する各地区の特定区域と同地区のその他区域の間の利用	300円	100円	無料
別表 2 に規定する各運行路線での利用	300円	100円	無料

改正前

別表 2（第 6 条関係）

利用区間	使用料		
	中学生以上	小学生	未就学児
別表 1 に規定する各地区の特定区域内での利用	200円	100円	無料
別表 1 に規定する各地区の特定区域と同地区のその他区域の間の利用	300円	100円	無料